

乗用車等の衝突被害軽減ブレーキに係る基準（UN-R152）

- 適用範囲

- 専ら乗用のように供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車（※）

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。

- 改正概要

- 静止車両、走行車両及び歩行者に対し作動するものとして、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS：Advanced Emergency Braking System）の協定規則（第152号）が、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において成立されたことを受け、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキを備えた自動車は、当該協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととします。



静止車両に対しての作動



歩行者に対しての作動

- 改正時期（予定）

令和2年1月

- 適用時期（予定）

調整中

乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準

これまでの状況

- 2017年1月、国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)傘下の専門分科会において、日本の提案により、乗用車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)の国際基準の検討が開始。
- 日本は、AEBSの具体的な要件を検討する専門家会議の議長を欧州委員会と共同で務め、官民オールジャパン体制で議論をリード。
- 2019年1月、専門分科会にて基準案が合意。同年6月、WP.29で協定規則第152号として成立。

主な要件

- 静止車両、走行車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと。
- エンジン始動のたびに、システムは自動的に起動してスタンバイすること。
- 緊急制動の0.8秒前(対歩行者の場合、緊急制動開始)までに警報すること。

今後の予定

- 2019年5月21日に開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」における総理指示を踏まえ、来年1月に見込まれる国際基準の発効を受けて、国内基準を策定するとともに、本年内を目途に、新車を対象としたAEBSの義務づけについて結論を得る予定。

【主な試験方法】

- ①静止車両に対する試験 ②走行車両に対する試験

